

## 太陽電池発電設備の設置に係る法制上の取扱いについて

平成23年7月

原子力安全・保安院 電力安全課

太陽電池発電設備の設置に係る法制上の取扱いは、その出力に応じて、下記のようになっています。

太陽電池発電設備の出力は、太陽電池モジュールの合計出力で判断します。ただし、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの間に電気を消費又は貯蔵する機器を接続しない場合は、パワーコンディショナーの出力で判断しても良いこととします。

### 1. 出力50kW以上の太陽電池発電設備

当該発電設備は、電気事業法上は発電用の電気工作物（発電所）となり、電力会社等の電気事業用のものを除き「自家用電気工作物」になります。

自家用電気工作物の設置者には、以下の義務が発生します。

- ① 経済産業省令で定める技術基準に適合するように電気工作物を維持する義務。
- ② 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定めて届け出る義務。
- ③ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために、電気主任技術者を選任して届け出る義務。（当該発電設備の出力が1,000kW未満の場合は、経済産業大臣又は産業保安監督部長の承認を得て電気主任技術者の業務を外部に委託することもできます。）

手続きの詳細は、こちらをご覧ください。

[http://www.nisa.meti.go.jp/sangyo/electric/detail/tebiki\\_index2.html](http://www.nisa.meti.go.jp/sangyo/electric/detail/tebiki_index2.html)

※ 出力500kW以上の太陽電池発電設備を設置する場合は、工事計画の届出、使用前自主検査の実施、使用前安全管理審査の受審といった追加的な義務が発生します。

### 2. 出力50kW未満の太陽電池発電設備

当該発電設備は、電気事業法上は小出力発電設備となり、一般家庭等の一般用電気工作物の設置場所に施設する場合は原則として「一般用電気工作物」に、工場等の自家用電気工作物の設置場所に施設する場合は「自家用電気工作物」になります。

当該発電設備を設置する電気工事は、電気工事士法に基づき、以下に示す資格者が作業を行う必要があります。

一般用電気工作物	第1種電気工事士又は第2種電気工事士
自家用電気工作物	第1種電気工事士又は認定電気工事従事者

また、当該電気工事は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）に基づき、電気工事業の登録等を行った工事業者が施工する必要があります。